

光生会 介護老人保健施設 赤岩荘  
(指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所)  
「運営規程」

(事業の目的)

第1条 医療法人光生会が開設する光生会介護老人保健施設赤岩荘(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の支援相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び、機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の支援の行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 光生会 介護老人保健施設 赤岩荘  
(2) 所在地 〒440-0021 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名)  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 従業者  
医師 1名(常勤兼務1名)  
看護職員 9名以上  
介護職員 22名以上  
支援相談員 1名以上  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 4名以上  
介護支援専門員 1名以上  
薬剤師 1名以上  
管理栄養士 1名以上  
歯科衛生士 1名以上  
従業者は、介護保健施設サービスの提供にあたる。
- (3) 事務職員 2名以上  
必要な事務を行なう。

(指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、それぞれの介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話
  - (2) 機能訓練及びその他必要な医療
  - (3) 食事の提供
  - (4) 健康チェック
  - (5) 送迎
- 2 次条の送迎実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護に要した送迎に費用は、次の額を徴収する。
- (1)片道10キロメートル未満 200円
  - (2)片道10キロメートル以上 400円
- 3 食費は、朝 420 円、昼 700 円、夜 630 円徴収する。
- 4 滞在費は、多床室 437 円/日 個室 1,728 円/日 を徴収する。  
なお、食費、滞在費については、介護保険負担限度額の認定をうけている短期入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。  
前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、豊橋市の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 別に定める利用者の守るべき事項を守り、他に迷惑にならないようにする。
  - (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとした、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人光生会と施設の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

付則

- (1)この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- (2)この規程は、平成13年11月20日から一部改正により施行する。
- (3)この規程は、平成14年5月1日から一部改正により施行する。
- (4)この規程は、平成16年4月1日から一部改定により施行する。
- (5)この規程は、平成17年10月1日から一部改正により施行する。
- (6)この規程は、平成18年4月1日から一部改正により施行する。

- (7)この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から一部改正により施行する。
- (8)この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
- (9)この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改正により施行する。
- (10)この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から一部改正により施行する。
- (11)この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から一部改正により施行する。
- (12)この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から一部改正により施行する。
- (13)この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から一部改正により施行する。
- (14)この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から一部改正により施行する。
- (15)この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から一部改正により施行する。
- (16)この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から一部改正により施行する。
- (17)この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から一部改正により施行する。
- (18)この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から一部改正により施行する。
- (19)この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から一部改正により施行する。